

船舶事故調査報告書

令和4年4月27日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	火災
発生日時	令和3年5月29日 20時36分ごろ
発生場所	愛知県美浜町河和漁港東北東方沖 河和漁港南防波堤灯台から真方位065° 1.86海里（M）付近 （概位 北緯34° 46.8′ 東経136° 57.4′）
事故の概要	プレジャーボートいぐれくは、航行中、火災が発生した。 いぐれくは、船長及び同乗者が死亡し、上部構造物等が焼損して沈没した。
事故調査の経過	令和3年6月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート いぐれく、16トン 243-24174三重、個人所有 11.99m (Lr) × 4.24m × 1.41m、FRP ディーゼル機関（2基）、船内機、470.72kW（合計）、平成4年7月 4サイクル、回転数毎分2,600、8気筒、ボア114.3mm、使用燃料軽油
乗組員等に関する情報	船長 84歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和58年1月27日 免許証交付日 令和2年3月17日 （令和7年7月13日まで有効） 同乗者 74歳
死傷者等	死亡 2人（船長、同乗者）
損傷	操舵室、機関室等に焼損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約20℃ 日没時刻：5月29日18時59分（愛知県名古屋市）
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、愛知県衣浦港に回航する目的で、同回航中、愛知県西尾市一色漁港で本船購入予定者及び同乗者（船大

	<p>工) を乗船させる予定で、同漁港に向けて令和3年5月29日11時30分ごろ三重県志摩市所在のマリーナを出港した。</p> <p>船長は、航行中、GPSプロッターが故障したので航路に迷って17時00分ごろ愛知県蒲^{がまごおり}郡^{みや}三谷漁港に入港した。</p> <p>本船購入予定者及び同乗者は、一色漁港で待機していたところ、船長から三谷漁港に一旦入港した旨の連絡を携帯電話で受け、本船購入予定者は一色漁港に待機し、同乗者は車で三谷漁港に向かった。</p> <p>本船は、同乗者が三谷漁港で乗船し、18時30分ごろ、船長が操船し、衣浦港に向けて三谷漁港を出港した。</p> <p>本船購入予定者は、本船が河和漁港東北東方沖を航行中、同乗者から20時34分ごろ「海上保安庁に連絡してくれ」、20時36分ごろ「火が出たから飛び込まなければならない。大至急、海上保安庁に連絡してくれ」との連絡を携帯電話で受けた。</p> <p>本船購入予定者は、本事故の発生を海上保安庁に通報し、付近の漁業組合の漁船に乗船して一色漁港を出港し、救助に向かった。</p> <p>海上保安庁は、みかわわんポートラジオだい2からも衣浦港の検疫錨地付近で本事故の発生の通報を受け、航空機及び巡視艇を出動させ、船長及び同乗者の捜索を行った。</p> <p>本船は、来援した巡視艇が消火作業中、23時51分ごろ愛知県南知多町^{とび}鷺ヶ崎北東方沖にて沈没し、後日、引き揚げられて解体処分された。</p> <p>同乗者は、30日11時20分ごろ、南知多町^{しの}篠島北方沖でうつ伏せの状態を漂流しているところを海上保安庁のゴムボートに収容された後、巡視艇に引き継がれて衣浦港に搬送されて医師により死亡が確認され、死因が溺水と検案された。</p> <p>船長は、31日13時57分ごろ愛知県田原市伊良湖岬南方沖を航行していた船舶に漂流しているところを発見され、15時33分ごろ通報を受けた巡視艇にうつ伏せの状態を浮いているところを収容された後、衣浦港に搬送されて医師により死亡が確認され、死因が溺水と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本事故時の本船の状況、写真2 本船(陸揚げ後) 参照)</p>
その他の事項	<p>船長は、本事故後に海上で発見された際、長袖のジャンパー、長ズボン、スニーカーを着用しており、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>同乗者は、本事故後に海上で発見された際、半袖のシャツ、長ズボンを着用しており、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長は、本船を年間約12日使用していた。</p> <p>本船は、船体引き揚げ後、海上保安署及び消防組合による調査が行われた際、船体が朽ちており、出火原因の特定には至らなかったが、機関室から出火したのではないかと推測された。</p>

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明 不明</p> <p>本船は、河和漁港東北東方沖において、機関室から出火した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、船長及び同乗者が本事故で死亡し、本船が沈没したことから、出火に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、河和漁港東北東方沖において、出火したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶所有者は、火災の発生を早期に発見するため、機関室に火災検知器を設置することが望ましい。 ・ 小型船舶の乗船者は、暴露甲板上においては、常時、救命胴衣を着用すること。

付図1 事故発生概略図

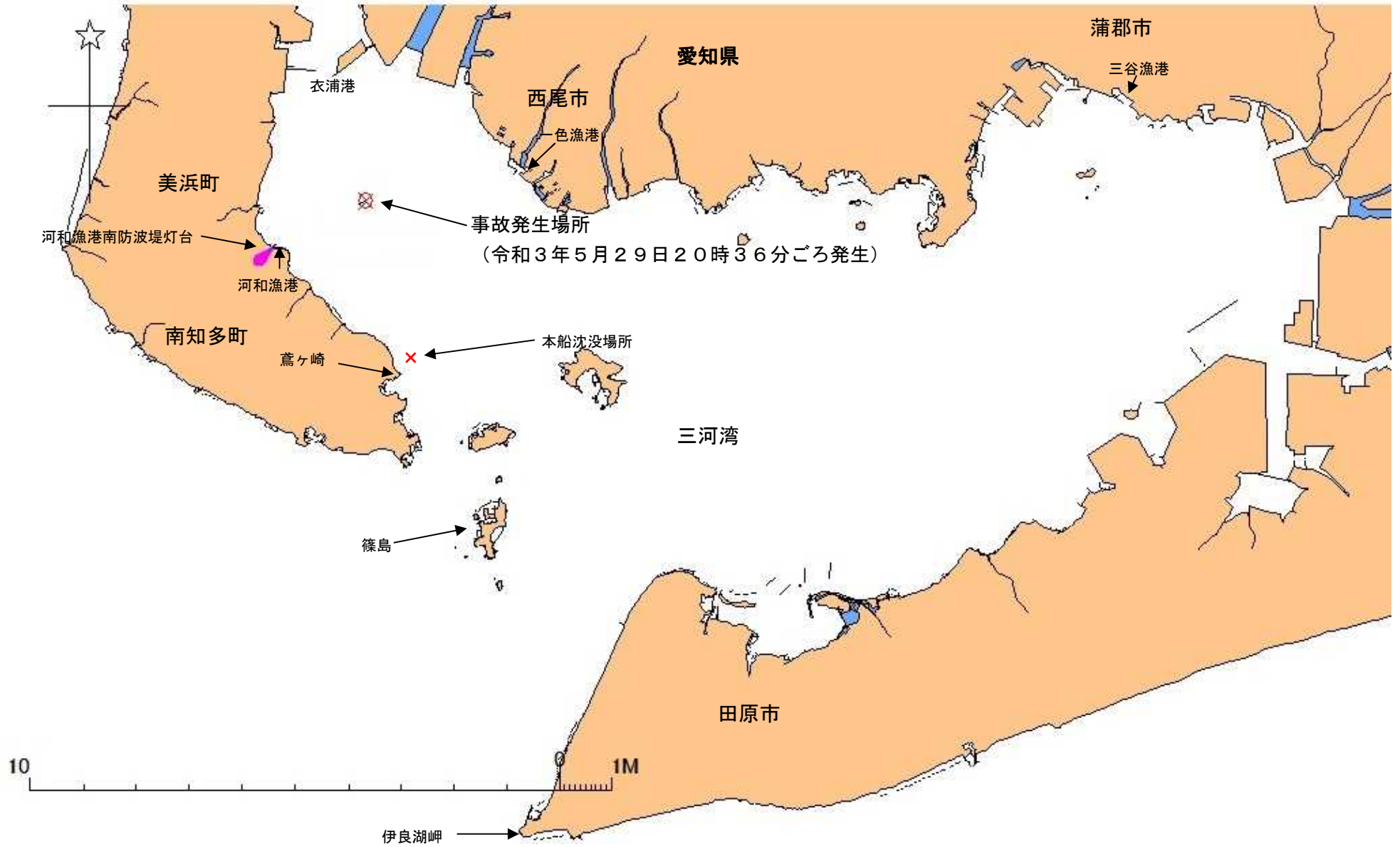


写真1 本事故時の本船の状況



海上保安庁提供

写真2 本船（陸揚げ後）



漁業協同組合提供